

令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務委託 に関する企画審査会設置要領

1 設置の目的

令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務委託に関する企画審査会（以下「審査会」という。）は、令和8年度インバウンド向け羽田乗継観光周遊促進事業実施業務に係る企画提案公募要領に基づき提出された企画提案について、公平かつ適正に評価することを目的として設置するものとする。

2 審査会の構成

審査会は、鶴岡市地域振興課長、酒田市企画調整課長、庄内開発協議会事務局長、庄内観光コンベンション協会事務局長及び庄内空港利用振興協議会事務局長で構成する。なお、審査員に事故あるときは、当該審査員の指名する者がその職務を代行する。

3 審査基準及び審査方法

- (1) 企画提案の審査は、審査員の書類審査により行う。
- (2) 審査項目・配点は、別表のとおりとする。
- (3) 審査は、別表に掲げる項目ごとに次の基準に従い評価し、項目の重要度に応じた係数を乗じて、採点を行う。

| | | | | |
|--------------|-------|----|-------------|-------|
| 非常に 優れている | 優れている | 普通 | やや 劣っている | 劣っている |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

- (4) 採点の結果、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、各審査員の評価結果により、提案の内容について事業の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

4 委託先の決定

審査会で最優秀者と選定された提案者について委託先として決定する。

5 審査会事務の担当

審査会の庶務は、庄内空港利用振興協議会事務局（山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室）において行う。